

和 指 第 4 5 7 号  
令和 6 年 1 1 月 2 0 日  
( 2 0 2 4 年 )

各 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 居 宅 介 護 支 援 事 業 所  
各 介 護 保 険 施 設  
各 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 指 定 第 1 号 事 業 所

代表者 様

和歌山市長 尾花正啓  
( 公 印 省 略 )

### 「GビズIDアカウント」取得について

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年度末までに介護事業所の指定等届出事務において、厚生労働省が運営する「電子申請・届出システム」の利用開始を義務化することに伴い、本市におきましても、今年度中に本システムを導入する予定となっております（導入開始時期は現在調整中です。確定次第、別途通知にてお知らせいたします。）。

つきましては、本システムの利用に際し、「GビズIDアカウント」の取得が必要となりますので、事業者様におかれましては、事前にGビズIDアカウントの取得のご準備をお願いいたします。

なお、GビズIDアカウントの取得については、次のとおりとなります。

#### 1. GビズIDアカウントについて

GビズIDアカウントの取得については、「GビズIDプライム」又は「GビズIDメンバー」によるアカウントの取得となり、「GビズIDエントリー」は電子申請・届出システムの対象外となりますので、ご注意ください。

#### 2. GビズIDアカウント取得に係る留意点

GビズIDアカウントの取得について、「GビズIDプライム」をオンラインにて申請する場合は、最短即日でアカウントIDを取得することができますが、郵送での申請の場合、アカウントID取得に2週間程度の日数がかかります。新規指定、廃止等の届出や介護給付費算定など、提出時期により決定日が影響される届出をオンライン申請される場合は、余裕をもってGビズIDアカウントを取得してください。

#### 3. GビズIDアカウント取得方法

GビズIDアカウント取得については、デジタル庁ホームページからお願いします。  
[デジタル庁 GビズID ホームページ \(https://gbiz-id.go.jp/top/\)](https://gbiz-id.go.jp/top/)

[本市ホームページ \(ページ番号 : 1059679\)  
\(https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1059679.html\)](https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1059679.html)

※アカウント取得に係るマニュアルについては、デジタル庁ホームページ又は本市ホームページ「介護サービス事業者の指定申請等に係る電子申請・届出システム（ページ番号：1059679）」に掲載している内容をご確認ください。

※GビズIDアカウント取得に関することをご不明点等ありましたら、GビズIDヘルプデスクまでお問合せください。なお、お問い合わせをする前に、GビズIDホームページに記載している「よくある質問」をご確認ください。

GビズIDヘルプデスク

電話でのお問合せ 0570-023-797

【受付時間】午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝日、年末年始を除く）

メールでのお問い合わせについては、GビズIDホームページ内から入ってお問い合わせのアイコンをクリックしてください。

※他に介護サービス事業における国等への報告にGビズIDのアカウント取得が必要な内容

- ・介護サービス事業所・施設が介護保険法第115条の44の2に規定する「介護サービス事業者経営情報」を報告するにあたり、「介護事業財務情報データベース（仮称）」を活用して報告しなければならず、その際にGビズIDアカウントの取得が必要となりますので、ご注意ください。なお、当データベースの運用開始は令和7年1月となります（当該報告に係る内容については、和歌山県が所管となります。）。
- ・生産性向上推進体制加算を取得している事業者におかれましては、厚生労働省への実績データの提出手段がオンラインによるものとなっております、必ずGビズIDアカウントの取得が必要となっております。令和6年度の提出の締切が令和7年3月31日となっておりますので、それまでにGビズIDアカウントを取得した上でオンラインにて提出することにご留意ください。詳細は「介護保険最新情報VOL.1315 生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について」をご確認ください。

本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320 Eメール：shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp
--